



# 島根県報

平成16年12月28日 (金)  
号外第134号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目次

### 規則

児童福祉法施行細則及び児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課)

### 公布された条例等のあらまし

児童福祉法施行細則及び児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則(規則第111号)

#### 1 規則の概要

児童福祉法等の改正に伴い、関係規則について所要の改正を行うこととした。

##### (1) 改正の内容

- ア 保護受託者制度の廃止に伴う規定の整理
- イ 職業指導を行う里親に関する規定及び様式の整備
- ウ その他規定の整理

##### (2) 改正を要する規則

- ア 児童福祉法施行細則
- イ 児童等の身元保証に関する規則

#### 2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。

## 規 則

児童福祉法施行細則及び児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄田信義

### 島根県規則第111号

児童福祉法施行細則及び児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則  
(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和27年島根県規則第72号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第4条の規定による同法別表に該当する程度の身体障害がある児童又は別表に掲げる起因疾患別身体障害である児童でこれを放置するときは将来同法別表に該当する程度の身体障害を残すと認められるもの」を「別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置するときは将来において同表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実な治療効果を期待できるもの」に改める。

第9条の2中「その者の居住地若しくは現住地を管轄する」を「法第19条第1項の規定に基づく療育の指導等を実施する」に改める。

第9条の3中「様式第5号の3による」を削る。

第15条第3号中「若しくは保護受託者」を削り、「指定国立療養所等への」を「法第27条第2項に規定する指定医療

機関(以下「指定医療機関」という。)への」に、「指定国立療養所等の」を「指定医療機関の」に改める。

第16条第3項中「、保護受託者」を削り、「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。

第18条の見出しを「(里親認定又は職業指導里親認定の申請)」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 里親省令第6条第2項(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する申請書は、職業指導里親認定申請書(様式第17号の2)とする。

第18条の2の見出しを「(里親認定又は職業指導里親認定の取消し)」に改め、同条中「第8条第5号」を「第8条第1項第5号」に、「認定」を「里親認定」に改め、同条に次の1項を加える。

2 里親省令第8条第2項第6号(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する職業指導里親認定の取消しの申請は、職業指導里親認定取消申請書(様式第17号の4)によるものとする。

第18条の3の見出しを「(登録)」に改め、同条第1項中「(様式第17号の4)」を「(様式第17号の5)」に改め、同条第2項中「里親登録簿(様式第18号)により」を「里親登録簿に」に改め、同条第3項中「(様式第17号の5)」を「(様式第17号の6)」に改め、同条第4項中「第11条第3号」を「第11条第1項第3号」に、「(様式第17号の6)」を「(様式第17号の7)」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 里親省令第11条第2項第2号(里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)に規定する登録の取消しの申請は、職業指導里親登録取消申請書(様式第17号の8)によるものとする。

第18条の5の見出しを「(継続困難の届出)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 里親省令第13条第3項(里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、児童職業指導継続困難届出書(様式第18号の5)によるものとする。

第19条を次のように改める。

#### 第19条 削除

別表を削る。

様式第5号の3を削る。

様式第12号の2中「指定国立療養所」を「指定医療機関の長」に改め、「、保護受託者」を削る。

様式第17号の1から様式第17号の6までを次のように改める。

様式第17号の1 (第18条関係)

里 親 認 定 申 請 書

島根県知事 様

里親の認定を受けたいので、里親の認定等に関する省令第6条第1項(同令第15条において準用する同令第6条第1項、同令第17条において準用する同令第6条第1項又は同令第20条において準用する同令第6条第1項)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

申請者 氏 名

㊞

電 話 番 号

ファクシミリ番号

認定を受けようとする里親の種類		養育里親	親族里親	短期里親	専門里親		
申請者及びその同居の家族の状況	フリガナ名 氏 名	申請者との続柄	性別	生年月日(年齢)	職 業	健康状態	
	申請者	/		年 月 日 ( 歳)			
				年 月 日 ( 歳)			
	同居の家族				( 歳)		
					( 歳)		
					( 歳)		
					( 歳)		
					( 歳)		
	里親になることを希望する理由						
	児童に対する希望等						

注 1 該当する に、√印を記入してください。

2 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 申請者及びその同居の家族の履歴書
- (2) 申請者の居住する家屋の平面図

様式第17号の2 (第18条関係)

職 業 指 導 里 親 認 定 申 請 書

島根県知事 様

職業指導里親の認定を受けたいので、里親の認定等に関する省令第6条第2項(同令第15条において準用する同令第6条第2項、同令第17条において準用する同令第6条第2項又は同令第20条において準用する同令第6条第2項)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

	住 所	
申請者	氏 名	㊟
	氏 名	㊟
	電 話 番 号	

<table border="0"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">養育 短期 専門</td> <td style="vertical-align: middle;">里親登録番号</td> </tr> </table>	}	養育 短期 専門	里親登録番号	
}	養育 短期 専門	里親登録番号		
職業指導の内容				
職 場 の 環 境				

様式第17号の3 (第18条の2関係)

里 親 認 定 取 消 申 請 書

島根県知事 様

里親の認定の取消しを受けたいので、里親の認定等に関する省令第8条第1項第5号(同令第15条において準用する同令第8条第1項第5号、同令第17条において準用する同令第8条第1項第5号又は同令第20条において準用する同令第8条第1項第5号)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

	住 所	
申請者	氏 名	㊞
	氏 名	㊞
	電 話 番 号	

認定を受けた里親の種類	養育里親	親族里親	短期里親	専門里親
里親認定の取消しを申請する理由				

注 該当する に、√印を記入してください。

様式第17号の4 (第18条の2関係)

職 業 指 導 里 親 認 定 取 消 申 請 書

島根県知事 様

職業指導里親の認定の取消しを受けたいので、里親の認定等に関する省令第8条第2項第6号(同令第15条において準用する同令第8条第2項第6号、同令第17条において準用する同令第8条第2項第6号又は同令第20条において準用する同令第8条第2項第6号)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
氏 名  
申請者 氏 名  
電 話 番 号

㊟  
㊟

職業指導里親認定の取消しを申請する理由	
---------------------	--

様式第17号の5 (第18条の3関係)

里 親 登 録 申 請 書

島根県知事 様

里親に係る登録を受けたいので、里親の認定等に関する省令第9条(同令第17条において準用する同令第9条又は同令第20条において準用する同令第9条)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

	住 所	
申請者	氏 名	印
	氏 名	印
	電 話 番 号	

登録を申請しようとする 里親の種類等	<table border="0"> <tr> <td>養育里親</td> <td>短期里親</td> <td>専門里親</td> </tr> </table>	養育里親	短期里親	専門里親
	養育里親	短期里親	専門里親	
職業指導里親				
里 親 認 定 年 月 日	年 月 日			
職業指導里親認定年月日	年 月 日			

- 注 1 該当する に、✓印を記入してください。
- 2 職業指導里親の登録を併せ、又は追加して申請するときは、「職業指導里親認定年月日」を記入してください。

様式第17号の6 (第18条の3関係)

里 親 登 録 更 新 申 請 書

島根県知事 様

里親に係る登録を更新したいので、里親の認定等に関する省令第10条第2項において準用する同令第9条(同令第17条において準用する同令第9条又は同令第20条において準用する同令第9条)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

	住 所	
申請者	氏 名	㊟
	氏 名	㊟
	電 話 番 号	

登録を更新しようとする里親の種類等	<table border="0"> <tr> <td>養育里親</td> <td>短期里親</td> <td>専門里親</td> </tr> </table>	養育里親	短期里親	専門里親
	養育里親	短期里親	専門里親	
職業指導里親				
登 録 番 号				

注 該当する に、✓印を記入してください。



様式第17号の6の次に次の2様式を加える。

様式第17号の7 (第18条の3関係)

里 親 登 録 取 消 申 請 書

島根県知事 様

里親に係る登録の取消しを受けたいので、里親の認定等に関する省令第11条第1項第3号(同令第17条において準用する同令第11条第1項第3号又は同令第20条において準用する同令第11条第1項第3号)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

	住 所	
申請者	氏 名	㊟
	氏 名	㊟
	電 話 番 号	

登録の取消しを申請する里親の種類	養育里親	短期里親	専門里親
登録の取消しを申請する理由			

注 該当する に、✓印を記入してください。

様式第17号の 8 ( 第18条の 3 関係 )

職 業 指 導 里 親 登 録 取 消 申 請 書

島根県知事 様

職業指導里親に係る登録の取消しを受けたいので、里親の認定等に関する省令第11条第2項第2号(同令第17条において準用する同令第11条第2項第2号又は同令第20条において準用する同令第11条第2項第2号)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
氏 名 ⑩  
申請者 氏 名 ⑩  
電 話 番 号

職業指導里親認定に係る登録の取消しを申請する理由

様式第18号から様式第18号の 4 までを次のように改める。

様式第18号 削除

様式第18号の2 ( 第18条の3 関係 )

里 親 登 録 事 項 変 更 届 出 書

島根県知事 様

里親に係る登録を受けている事項について次のとおり変更があったので、里親の認定等に関する省令第13条第1項 ( 同令第17条において準用する同令第13条第1項又は同令第20条において準用する同令第13条第1項 ) の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名  
電 話 番 号 印

登録を受けている里親の種類	養育里親	短期里親	専門里親
変 更 事 項			
変 更 前			
変 更 後			
変 更 年 月 日		年 月 日	

注 該当する に、✓印を記入してください。

様式第18号の3 (第18条の4関係)

事 故 発 生 届 出 書

島根県知事 様

里親として養育している児童について次のとおり事故があったので、里親の認定等に関する省令第13条第1項(同令第15条において準用する同令第13条第1項、同令第17条において準用する同令第13条第1項又は同令第20条において準用する同令第13条第1項)の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名

印

電 話 番 号

事故のあった児童	フリガナ 氏 名	年齢	性別
養育を開始した年月日	年 月 日		
事故の発生した日時			
事故の発生した状況			
事故発生後の対処の状況			
児童の現在の状況			

様式第18号の4 ( 第18条の5 関係 )

児 童 養 育 継 続 困 難 届 出 書

島根県知事 様

里親として児童の養育を継続することが困難となったので、里親の認定等に関する省令第13条第2項(同令第15条において準用する同令第13条第2項、同令第17条において準用する同令第13条第2項又は同令第20条において準用する同令第13条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名

印

電 話 番 号

養育している児童	フリガナ		年齢	性別
	氏 名			
	フリガナ		年齢	性別
	氏 名			
養育を継続することが困難となった日	年 月 日			
養育を継続することが困難となった理由				

様式第18号の4の次に次の1様式を加える。



様式第18号の5 ( 第18条の5 関係 )

児 童 職 業 指 導 継 続 困 難 届 出 書

島根県知事 様

職業指導里親として児童の職業指導を継続することが困難となったので、里親の認定等に関する省令第13条第3項 ( 同令第15条において準用する同令第13条第3項、同令第17条において準用する同令第13条第3項又は同令第20条において準用する同令第13条第3項 ) の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名

印

電 話 番 号

職業指導をしている児童	フリガナ		年齢	性別
	氏 名			
	フリガナ		年齢	性別
	氏 名			
職業指導を継続することが困難となった日	年 月 日			
職業指導を継続することが困難となった理由				

様式第19号を次のように改める。

様式第19号 削除

(児童等の身元保証に関する規則の一部改正)

第2条 児童等の身元保証に関する規則(昭和51年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中「いずれか一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第4条第1項第1号中「又は知的障害者援護施設」を削り、同項第2号中「保護受託者又は」を削る。

様式第1号中「又は保護受託者」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。